

上場企業における「女性の活躍状況」 に係る情報開示について

平成26年3月19日
麻生金融担当大臣提出資料

上場企業における「女性の活躍状況」に係る情報開示について

「成長戦略進化のための今後の検討方針」(平成26年1月20日産業競争力会議決定)抜粋

企業における意思決定層への女性の登用を促進するため、役員・管理職への登用に関する目標設定の奨励や、有価証券報告書等を通じた情報開示の促進を含め、所要の方策について検討する。

→ 「有価証券報告書」を通じた取組

- 上場企業等には、「有価証券報告書」を提出し、財務諸表その他の投資に必要な情報を開示するという金融商品取引法に基づく義務が課せられている。
「有価証券報告書」に不開示や虚偽記載があれば刑事罰や課徴金の対象となる。
- 女性役員の比率（人数）の情報開示を「有価証券報告書」を通じて促進することについて、作成者を始め関係者の理解を得ながら、検討を進めてまいりたい。

→ 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を通じた取組

- 上場企業には、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を提出し、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、体制の状況等に関する情報を開示するという各金融商品取引所の規則に基づく義務が課せられている。
- 平成25年4月18日、各金融商品取引所が当該報告書の「記載要領」を改訂。
⇒ 取締役会、監査役会、経営会議等の男女別構成等を記載することが考えられる旨が明記された。
- 平成25年9月時点において、こうした趣旨に沿った記載があったのは17.6%（内閣府調査）。
- 今後、金融庁としても、金融商品取引所や内閣府と協力して、記載の促進に向けた対応を議論してまいりたい。